

令和6年仙審第1号

裁 決

漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也及び同官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年3月22日02時30分

山形県酒田港第3区

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 3.7トン

登 録 長 9.45メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 150キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、昭和62年6月に進水した、主として一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央部後方に操舵室を配し、同室前部中央にGPSコンパス、機関回転計及び舵輪を、左舷側に魚群探知機、水中超音波探知器並びに操舵及び機関の各操作ができる遠隔管制器を、右舷側にレーダー、GPSプロッター、自動操舵装置及び機関遠隔操縦装置を、舵輪後方に操縦席をそれぞれ備えていた。

(2) 酒田港

酒田港は、山形県北部西岸に位置し、最上川河口部の北方を南北方に延びる北防波堤及び東西方に延びる第2北防波堤並びに同川右岸から北方に延びる南防波堤で囲まれ、港区界が最上川右岸の港奥から第1区、第2区及び第3区に分けられた地方拠点の役割を担う港で、第3区の北防波堤南端及び第2北防波堤東端間に港口が、同防波堤西端及び同区の南防波堤突端間に港口（以下「西側港口」という。）がそれぞれ設けられていた。

また、第2北防波堤西端には、白塔形の灯高10メートル、光達距離5海里、灯質群閃緑光毎5秒に2閃光の酒田港第2北防波堤南灯台（以下「北防波堤南灯台」という。）及び南防波堤突端には、赤塔形の灯高21メートル、光達距離7海里、灯質群閃赤光毎5秒に2閃光の酒田港南防波堤灯台が、酒田港第2区の水域には、いずれも光達距離4海里、灯質単閃赤光毎3秒に1閃光の酒田港第2号灯浮標、酒田港第4号灯浮標及び酒田港第6号灯浮標がそれぞれ設置されていた。

(3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）酒田港における昼間での出入航の経験を多数回及び夜間での出入航の経験を数十回それぞれ有しており、Aの操縦性能を把握し、同港における水路事情及び同船のGPSプロッター画面を拡大表示にすると北防波堤南灯台が表示されることをそれぞれ承知していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか1人が乗り組み、いずれも救命胴衣を着用し、一本釣り漁の目的で、船首0.35メートル船尾1.50メートルの喫水をもって、令和5年3月22日01時50分酒田港第1区の係留地を発し、同港西方沖合の漁場に向かった。

ところで、a 受審人は、平素、夜間に酒田港を出航する際、レーダー及びGPSプロッターを作動させるものの、同港における操船の経験により、岸壁及び防波堤との距離を目測したり航路標識の灯光を目視して進行方向の目標としたりしながら酒田港西方沖合の漁場に向けて西側港口を通航していた。

a 受審人は、0.125海里レンジとしたレーダー並びに東西方に約2海里及び南北方に約2.5海里までの範囲を表示したGPSプロッターを作動させ、甲板員を操舵室で待機させるとともに、操縦席と右舷囲壁との間に立って操船に当たり、酒田港第2区東部の東ふ頭並びに酒田港第6号灯浮標、酒田港第4号灯浮標及び酒田港第2号灯浮標との通過距離を目測しながら航行した。

a 受審人は、酒田港第2区西部に差し掛かり、自船付近海面からの蒸発で、霧により視界が制限された状況になったことを認め、甲板員を前部甲板で見張りに就かせるなか、低速力として同港第3区に至ったところ、北方に数個の明かりを視認し、港外で同様の明かりを点灯させて錨泊している大型船を多数回見掛けたことがあった

ことから、数個の明かりを視認しながら西側港口を通過しようと考えて航行を続けた。

a 受審人は、02時25分半少し前北防波堤南灯台から085度（真方位、以下同じ。）980メートルの地点で、GPSコンパスにより西側港口に向けて針路を270度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、右舷船首方に数個の明かりを視認しながら手動操舵によって進行した。

a 受審人は、02時28分北防波堤南灯台から080度490メートルの地点に達したとき、第2北防波堤が正船首370メートルのところとなり、同防波堤に向首して接近する状況であったが、右舷船首方に数個の明かりを視認できていることもあり、GPSコンパスも西方を示していることから、無難に西側港口を通航することができるものと思い、GPSプロッターを活用して第2北防波堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、第2北防波堤に向首続航し、02時30分北防波堤南灯台から053度140メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首部が第2北防波堤の法線に対して43度の角度で同防波堤の側面に衝突した。

当時、天候は霧で風力2の南東風が吹き、潮候はほぼ高潮時であった。

衝突の結果、船首部に破口等を生じたが、後に修理され、a 受審人が前額部挫創を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、夜間、霧により視界が制限された酒田港第3区において、

出航中、西側港口を通航する際、船位の確認が不十分で、第2北防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、霧により視界が制限された酒田港第3区において、同港西方沖合の漁場に向けて出航中、西側港口を通航する場合、酒田港における水路事情及びGPSプロッター画面を拡大表示にすると北防波堤南灯台が表示されることをそれぞれ承知していたから、第2北防波堤に衝突することのないよう、同プロッターを活用して同防波堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、右舷船首方に数個の明かりを視認できていることもあり、GPSコンパスも西方を示していることから、無難に西側港口を通航することができるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、第2北防波堤に向首して接近する状況に気付かず進行して衝突する事態を招き、船体に損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年8月7日

仙台地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文